

令和7年10月版

伊勢崎市

高齢者 生活安心ハンドブック

～高齢者福祉のあらし～



高齢政策課のホームページは
こちらからご覧いただけます



この冊子のPDF版は
ここからダウンロード
できます

伊勢崎市 高齢政策課

長寿社会部	高齢政策課	電話 27-2752	FAX 25-1400
赤堀支所	市民サービス課	電話 62-9792	
あずま支所	市民サービス課	電話 62-9909	
境支所	市民サービス課	電話 74-0368	



はじめに

この頃、体は元気だけど、年齢とともに不安に思うことが増えてきたなあ、そんな気がすることはありませんか。

伊勢崎市高齢政策課では、心配ごとが増えがちな高齢期を迎える皆様が、日頃、安心して生活できるお手伝いができればと、高齢者向けの福祉サービスを取りまとめた冊子を作成いたしました。

市内にお住まいのひとり暮らし高齢者の方や高齢のご夫婦にお使いいただくとともに、遠方で生活する息子さん、娘さんたちがご両親の生活支援の際、この冊子を活用していただければと思います。

なお、介護保険制度を知りたい場合は、介護保険課が発行する『介護保険利用の手引き』をご覧くださいますようお願いいたします。

第1章 元気な高齢者が地域でいきいきと生活したい

(1) 老人クラブ活動	3
(2) シルバー人材センター	3
(3) ふれあいの居場所	4
(4) ミニデイサービス事業	4
(5) 敬老会行事	5
(6) 敬老祝金支給事業	5
(7) 長寿者慶祝訪問等事業	5
(8) ぐんまちょい得シニアパスポート	6
(9) 寿証	6
(10) 医療カード（緊急医療情報提供書）設置事業	7
(11) 思いやり駐車場利用証制度	7



第2章 日常生活のサポートをしてほしい

(1) ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業	8
(2) ひとり暮らし高齢者等布団乾燥等事業	8
(3) 緊急通報装置貸与事業	9
(4) 見守りライト（通信機能付き電球）貸与事業	9
(5) 自立高齢者日常生活用具給付事業（マイサポ事業）	10
(6) 在宅寝たきり等高齢者紙おむつ等支給事業	10
(7) 介護慰労金支給事業	10
(8) はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	11
(9) 訪問理美容サービス事業	11
(10) タクシー活用事業（愛称：くわまるタクシー）	12
(11) 運転免許証自主返納支援助成事業	12
(12) 高齢者エアコン購入費等補助事業	13
(13) 高齢者住宅改造費補助事業	13
(14) 介護用車両購入費補助事業	13
(15) 高齢者防犯カメラ等購入費等補助事業	14
(16) 特殊詐欺対策自動通話録音装置貸与事業	15
(17) 特殊詐欺対策電話機等購入費補助事業	15
(18) ナンバーディスプレイおよびナンバーリクエストの高齢者無償化	16
(19) 避難行動要支援者支援制度	16
(20) シルバーサポート隊	17
(21) 高齢者家庭ごみ戸別収集事業	17
(22) 成年後見相談センター	18
(23) 日常生活自立支援事業	18
(24) 法定後見制度	19
(25) 任意後見制度	19
(26) 認知症高齢者等見守り事前登録制度	20
(27) 認知症高齢者等見守りサービス（GPS機器貸与）	20
(28) 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	20
(29) 高齢者相談センター（地域包括支援センター）	21

資料編

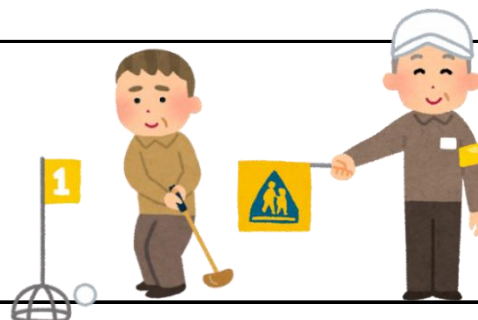
(1) 高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現に関する条例	22
(2) 高齢者保健福祉計画	22



第1章 元気な高齢者が地域でいきいきと生活したい

(1) 老人クラブ活動

対象者	地域で生活する概ね60歳以上の人
活動内容	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、健康・友愛・奉仕の全国三大運動をはじめ、高齢者の生きがいと健康づくりを進める活動を通して、会員相互の親睦を深め、仲間作りを進めています。 また、誰もが安心して暮らせる地域づくりとして、児童の下校時の安心安全パトロールなど地域の防犯・安全対策にも取り組んでいただいています。 スポーツ大会、芸能大会への参加や、全国一斉「社会奉仕の日9/20」に各地区で奉仕活動を実施するなど多くの活動を行っています。 単位クラブごとの活動費に対し、活動費補助金として助成をしており、市として活動支援を行っています。
活動状況	概ね町内ごとの活動を行っています。 詳細は伊勢崎市老人クラブ連合会事務局（伊勢崎市社会福祉協議会）へお問い合わせください。
問い合わせ	伊勢崎市社会福祉協議会 地域福祉推進課 Tel25-4546 (伊勢崎市上泉町151)



(2) シルバー人材センター

対象者	60歳以上の人
内容	現役を引退した高齢者に対し、臨時的かつ短期的な仕事を引き受け、会員の希望や能力に応じて就業機会を提供し、仕事の内容や実績に応じて、報酬を支払っています。 就業を援助することにより、高齢者の生きがいの充実や社会参加の推進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。
その他	会員登録が必要です。なお、年度会費は2,400円となっています。
問い合わせ	伊勢崎市シルバー人材センター Tel24-7722 FAX 21-5135



詳しい内容は
伊勢崎市シルバー人材センターの
ホームページをご覧ください

(3) ふれあいの居場所

対象者	高齢者のみならず、年齢や性別を問わず地域住民
内容	閉じこもりや地域からの孤立化を防止し、住民同士の交流および介護予防を通して地域の日常的な支え合いを行う地域住民が主体となって運営する高齢者の通いの場です。
活動状況	ふれあいの居場所ごとに異なります。 詳しい内容は市ホームページやお住まいの地域を担当する高齢者相談支援センター（電話番号はP 2 1）で確認いただけます。
問い合わせ	地域包括支援センター TEL27-2745

(4) ミニデイサービス事業

対象者	65歳以上のひとり暮らし高齢者、家に閉じこもりがちな高齢者等
内容	行政区の区長や民生委員、ボランティアなどの地域住民の方々に活動を支援・援助してもらい、行政区にある公民館等の既存の建物で、自立支援・介護予防の観点から創作活動や趣味活動、給食サービス等を提供します。 ※行政区に委託して実施しています。
利用者負担	1回につき200円 ※ISECAの会員登録をしている人には、参加1回ごとに100ポイントを付与します。（複数回参加が条件です）
市からの助成	利用者1人1回あたり、1,200円を上限として行政区へ助成しています。
問い合わせ	高齢政策課 生活支援係 TEL27-2752



(5) 敬老会行事

対象者	75歳以上の高齢者
内 容	各行政区に委託して、敬老の日を中心に実施しています。長年社会に貢献された方の長寿を祝い、敬意を表してお祝いするもので、広く市民の皆様が、高齢者福祉について関心と理解を深めることを目的とするものです。開催内容については、各行政区で創意工夫していただき、より良い自主事業を実施していただいています。
市からの助成	1人あたり市1,200円を委託料として行政区へ助成しています。 ※そのほか、社会福祉協議会からも補助を実施しています。 詳細は各行政区へお問い合わせください。
問い合わせ	高齢政策課 高齢政策係 Tel27-2752



(6) 敬老祝金支給事業

対象者	毎年4月1日において本市に住民登録されており、年度内に満90歳、満100歳または満101歳以上の年齢に達した高齢者の人
内 容	①満90歳に達した人：2万円のお祝い金 誕生日の翌月以降に口座振込または現金支給により贈呈します。 ②満100歳に達した人：10万円のお祝い金 誕生日以降に市長または職員が訪問しお祝い金を贈呈します。 ③満101歳以上に達した人：5万円のお祝い金 誕生月に口座振込または現金支給により贈呈します。
問い合わせ	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752

(7) 長寿者慶祝訪問等事業

対象者	本市に住民登録されている年度内に満90歳に達する高齢者および満101歳以上に達する高齢者
内 容	①90歳の希望者に対し、無料で写真を撮影し、贈呈します。 ②101歳以上の人へは、毎年、市・社協・市議会等の代表者がご自宅まで慶祝訪問します。
実施時期	①90歳の方の写真撮影：10月 ②101歳以上の方への慶祝訪問：9月
問い合わせ	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752

(8) ぐんまちょい得シニアパスポート
(ぐ〜ちょきシニアパスポート)

対象者	65歳以上の高齢者
内容	協賛店舗でぐんまちょい得シニアパスポート（ぐ〜ちょきシニアパスポート）を提示すると、ちょっとお得なサービスが受けられます。 高齢者の積極的な外出を促し、地域との交流や健康維持を図ることを目的としています。カード版（紙媒体）とデジタル版があります。
カード版	送付時期 65歳到達時に郵送される介護保険証に同封されています。
	申請窓口 高齢政策課、各支所市民サービス課、いせさきガーデンズ行政センター およびスマーク伊勢崎行政センター ※交付申請時には免許証などの本人確認書類が必要です。 ※発行手数料は無料です。
デジタル版	ご自身のスマートフォンからマイナンバーカードを読み取ることで、「ぐ〜ちょきシニアパスポート」を取得できます。 一度取得すれば、カードを持ち歩かなくても、スマートフォン画面を提示することで協賛店舗において利用できます。
問い合わせ	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752 または 各支所市民サービス課 (電話番号は表紙)



詳しい内容は
群馬県のホームページをご覧ください

カード版

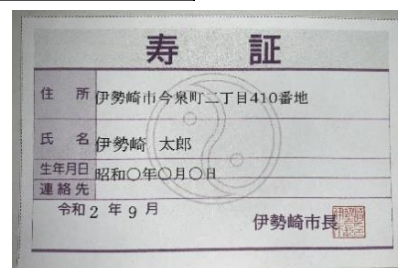


(9) 寿証

対象者	65歳以上の高齢者
内容	市の発行する65歳以上の証明書であり、提示することで市内の入浴施設（下表参照）や体育施設等、いせさきコミュニティバス「あおぞら」を無料で利用することができます。
送付時期	65歳になる誕生月に高齢政策課よりはがき状で送付しています。
問い合わせ（申請窓口）	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752 または 各支所市民サービス課 ※発行手数料は無料です。

入浴施設名	場所	電話番号	開所時間	休所日
ふくしプラザ	中央町	26-7733	9時～17時	火・祝日
ふれあいセンター	柴町	32-8086	9時～16時	火・祝日の翌日
みやまセンター	東小保方町	63-0345	9時～16時	日・祝日
境社会福祉センター	境女塚	74-7337	9時～16時	土・祝日

※ 入浴開始時間は午前10時からです。



(10) 医療カード（緊急医療情報提供書）設置事業

対象者	65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者等
内容	自宅で体調不良等による緊急時に、救急隊等に情報提供するために、氏名、住所のほか医療情報（かかりつけ医・常用している薬等）や緊急連絡先などを記入したカードを冷蔵庫のドアに貼っておくものとなります。 また、一緒に配布される「いのちのシール」を玄関ドアの内側に貼ることで、消防隊等の人に医療カードがあることを知らせることができます。 ※無料で配布しています。
問い合わせ（配布場所）	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752 または 各支所市民サービス課（電話番号は表紙）



(11) 思いやり駐車場利用証制度

対象者	高齢者（要介護1以上の人）、障害者手帳をお持ちの人、難病患者の人、妊産婦の人（妊娠7か月～産後1年の人）、傷病者（けが等や病気により一時的に歩行が困難な人）
内容	群馬県が、車いす用駐車スペースの利用対象者を定め、利用対象者からの申し出に基づき利用証を交付するものです。 この制度に協力している施設の思いやり駐車場（車いす使用者用駐車施設）に駐車する際に、自動車のルームミラーに利用証を掲示します。
申請窓口	市役所（障害福祉課、介護保険課、高齢政策課、地域包括支援センター）、各支所市民サービス課、くわまるプラザ（保健センター）など
問い合わせ	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752 または 各支所市民サービス課（電話番号は表紙）



詳しい内容は
群馬県のホームページをご覧ください

第2章 日常生活のサポートをしてほしい

(1) ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業

対象者	65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に属する在宅の人で、調理が困難な人
内容	調理等の食事の準備が困難な高齢者に対して、週2回を限度に定期的に食事を配達して栄養バランスのとれた食事を提供します。併せて、安否確認も行います。
利用者負担	普通食など 1食あたり330円～ (市からの助成 400円)
注意事項	食を手渡しで渡すことができなかった場合は、配食事業者あるいは高齢政策課、民生委員、ケアマネージャーなどを通じて、緊急連絡先に安否確認の電話連絡をさせていただきます。
問い合わせ (申請窓口)	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752 または 各支所市民サービス課 (電話番号は表紙)



(2) ひとり暮らし高齢者等布団乾燥等事業

対象者	65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に属する在宅の人で、寝具類を十分に手入れできない人
内容	毎月1回、布団（寝具敷布団、寝具掛布団、毛布）を預かり、乾燥または丸洗いをします。 ①布団乾燥：年10回（1～6月・8月～11月） 午前中に布団を預かり、夕方までに返却します。 ②布団丸洗い：年2回（7月・12月） 布団を1週間程度預かります。替えの布団の用意が必要です。 ※1回につき、敷布団1枚、掛布団1枚、毛布2枚まで ※羽毛布団はお預かりできませんのでご注意ください。 ※対象となる布団はシングルサイズのみとなります。
利用者負担	無料
問い合わせ (申請窓口)	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752 または 各支所市民サービス課 (電話番号は表紙)

(3) 緊急通報装置貸与事業

対象者	65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者等で、身体上の慢性疾患、障害等により日常生活に不安があり、緊急通報装置の貸与が必要と認められる人
内容	持病の急変や怪我などの緊急事態が発生した場合、ボタンを押すと警備会社につながり、警備会社があらかじめ登録してある親戚や知人に連絡を取ります。必要に応じて救急車や消防車等の手配をし、速やかに高齢者の安全を確保します。 ※固定電話の回線が必要となります。
利用者負担	無料（設置費や月々のレンタル料は市が負担します）
問い合わせ（申請窓口）	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752 または 各支所市民サービス課（電話番号は表紙）



(4) 見守りライト（通信機能付き電球）貸与事業

対象者	次のいずれかに該当する人 ①65歳以上の在宅のひとり暮らしの人 ②65歳以上の人のみで構成されている世帯に属する在宅の人で、日常生活に不安がある人 ※本市の緊急通報装置の貸与を受けている人は対象外となります。 ※同一敷地内または同一建物内に65歳未満の親族等が居住している場合は対象外となります。
内容	委託事業者が提供するLED電球と通信機能が一体となった「ハローライト」を貸与することにより見守りサービスを行います。 ①トイレや廊下など毎日使用する自宅の電球をハローライトに交換するだけで簡単に見守りサービスが利用できます。 ②電球に点灯／消灯の動きが24時間に一度もない場合、家族等に自動で異常検知メールを送信し、異常をお知らせします。 ③異常検知時に通知先の家族等が訪問できない場合、家族等の依頼に応じて、委託事業者のスタッフが営業時間内で対象者宅を代理訪問し、安否を確認します。 ※申請時に通知先の家族等（緊急連絡先）のメールアドレスが必要となります。
利用者負担	無料（電気代は自己負担）
問い合わせ（申請窓口）	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752 または 各支所市民サービス課（電話番号は表紙）



(5) 自立高齢者日常生活用具給付事業（マイサポ事業）

対象者	65歳以上の在宅の高齢者で次の用具ごとの対象者要件を満たす人 ①シルバーカー：要介護1以下で、シルバーカーを使用することにより歩行の安定を図れる人 ②入浴補助用具：介護保険の認定を受けておらず、入浴動作に困難がある人 ③電磁調理器：防火に配慮が必要なひとり暮らし高齢者等
内容	自分らしい在宅生活の応援と自助（マイサポート）の支援を目的として、日常生活の便宜を図る用具（シルバーカー、入浴補助用具、電磁調理器）を現物給付します。
利用者負担	原則として購入価格の3割（生活保護の場合は0割）
問い合わせ（申請窓口）	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752 または 各支所市民サービス課（電話番号は表紙）



(6) 在宅寝たきり等高齢者紙おむつ等支給事業

対象者	65歳以上の高齢者で、在宅寝たきり状態（要介護4または5）の人または重度の認知症（要介護3以上）の人
内容	テープ型紙おむつやリハビリパンツ、尿取りパッド等を次の区分により支給します。 ①市民税非課税世帯・・・月額7,590円を限度 ②市民税課税世帯・・・月額4,560円を限度 （市民税非課税世帯の方は、支給限度額7,590円のうち、3,030円を限度として使い捨てタオル等の介護用品も受給できます） ※紙おむつ等は、毎月自宅まで配達します。
利用者負担	無料
問い合わせ（申請窓口）	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752 または 各支所市民サービス課（電話番号は表紙）

(7) 介護慰労金支給事業

対象者	要介護4または5の高齢者を在宅で1年以上介護している介護者
内容	日常生活に著しい支障のある在宅の高齢者を介護している介護者の労をねぎらうことを目的に、介護慰労金を支給します。 ※該当する人には、市から通知します。（毎年12月頃）
条件	要介護者が前年の8月1日～当該年7月31日までの1年間を通して要介護4以上で入院や短期入所等で在宅を離れた日数が120日以下であること。
支給額	要介護者1人あたり 年額10万円
問い合わせ	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752

(8) はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

対象者	65歳以上の在宅の高齢者
内容	はり、きゅう、マッサージの施術を必要とする人に年間5枚の受療券を交付します（1回につき1枚利用できます）。 ※健康保険等による受療の場合は利用できません。 ※前年度に申請があった人は、本年度の申請は電話や電子申請でも受け付けます。電話での申請は高齢政策課または各支所市民サービス課へお願いします。 ※申請は毎年必要となります。
助成額	1枚につき1,000円
利用者負担	利用料金から助成額を控除した額
問い合わせ（申請窓口）	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752 または 各支所市民サービス課（電話番号は表紙）



電子申請（はり・きゅう・マッサージ施術費助成）による更新申請はこちらからできます



(9) 訪問理美容サービス事業

対象者	65歳以上の在宅の要介護3以上の人 または要介護2以下で理美容店に出向くことが困難であると認められる在宅の人
内容	心身の障害、傷病等の理由により理美容店に出向くことが困難な高齢者に、年間4枚の利用券を交付します。ただし、申請月に応じて交付枚数が異なります（1回につき1枚利用できます）。 ※申請月により、4～6月は4枚、7～9月は3枚、10～12月は2枚、1～3月は1枚の利用券が交付され、自宅で理美容サービスが受けられます。 ※前年度に申請があった人は、本年度の申請は電話や電子申請でも受け付けます。電話での申請は高齢政策課または各支所市民サービス課へお願いします。 ※申請は毎年必要となります。
助成額	1枚につき3,500円
利用者負担	利用料金から助成額を控除した額
問い合わせ（申請窓口）	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752 または 各支所市民サービス課（電話番号は表紙）



電子申請（訪問理美容サービス）による更新申請はこちらからできます

(10) タクシー活用事業（愛称：くわまるタクシー）

対象者	次のいずれかに該当する人 ①満75歳以上の人 ②満65歳以上満75歳未満で、運転免許証を持っていない人 ③身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳の交付を受けている人 ※身体障害者手帳などいずれかの手帳の交付を受けている人のうち、次に該当する人は登録できませんので注意してください。 ア) 福祉有償運送登録のある人 イ) 身体障害者が運転しようとする自動車の改造費補助を受けた人で、その車両を所有している人 ウ) 介護用車両購入費補助または改造費補助を受けた車両で移動が可能な人 エ) 自動車税、軽自動車税の減免を受けた車両で移動が可能な人
内容	利用登録の方法はマイナンバーカードを利用券として登録する場合と紙の利用券で登録する場合の2つの方法があります（いずれの場合も事前登録が必要）。 利用可能回数は1年度内で最大72回。在宅の高齢者が、通院、買い物等の外出の際に、タクシーを利用する場合、その運賃の一部を助成します。 ※サービス利用可能時間は、午前7時から午後7時までです。 ※運行範囲は、乗車地か降車地が伊勢崎市内であれば、どこでもくわまるタクシーを利用可能です。 ※伊勢崎市内に本社や営業所があるタクシー事業者のタクシーで利用可能です。 ※マイナンバーカードを利用券として登録した場合、次年度以降自動で利用回数が更新されますので、手続きは不要です。 ※紙の利用券で登録を行った場合、毎年度更新手続きが必要になります。
助成額	メーター料金ごとに助成する割合が変わります
利用者負担	運賃および迎車回送料金の合計額から助成額を控除した額
問い合わせ（申請窓口）	交通政策課 Tel27-2734



くわまるタクシーの詳細内容は
交通政策課のホームページをご覧ください

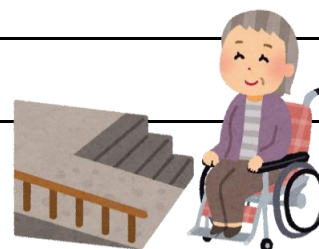
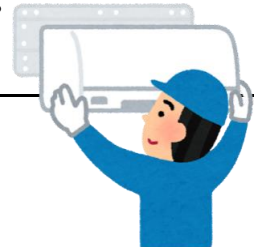


(11) 運転免許証自主返納支援助成事業

対象者	次のすべてに該当する人が対象となります ①運転経歴証明書の交付日および助成金の申請日に市内に住所がある ②運転経歴証明書の交付を受けた日から1年を経過していない ③この助成金の交付を受けていない
内容	運転に不安を持つ高齢者などの交通事故の減少を目的に、運転免許証返納後に運転経歴証明書を取得した人に対し、運転経歴証明書の交付手数料を助成します。
申請窓口	交通政策課 または 各支所庶務課
問い合わせ	交通政策課 Tel27-2734

(12) 高齢者エアコン購入費等補助事業

対象者	次のいずれにも該当する人 ①在宅の65歳以上の高齢者のみの世帯であること ②エアコンが設置されていない住宅または故障により自宅に使用できるエアコンがない住宅に、新たにエアコンを購入して設置する世帯であること ③世帯員全員が市民税非課税であること
内容	高齢者の熱中症による健康被害を未然に防ぐため、高齢者世帯のエアコンの購入および設置に要する費用に対し、補助金を交付します。 ※購入・設置する前に申請が必要になります。 ※受領委任払いが可能です。
対象機器	次の要件を満たすエアコンであること ①新たに購入して設置するエアコン ②壁・窓枠等に固定して設置するもの ※中古品の購入・追加設置は対象外です。
補助額	エアコンの購入および設置費用の3/4とし、8万円を上限とします。 (1,000円未満切捨て) ※1世帯1回限り
問い合わせ (申請窓口)	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752



(13) 高齢者住宅改造費補助事業

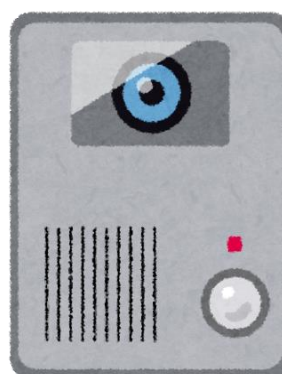
対象者	①65歳以上で介護認定が要支援1～要介護1までの在宅のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する在宅の人 ：生計中心者の市県民税の所得割が非課税であること ②65歳以上で要介護2～5までの在宅の高齢者がいる世帯に属する人 ：生計中心者の市県民税の所得割が16万円未満であること
内容	高齢者の在宅生活の継続を目的として、高齢者が2年以上居住する家屋内等を改造する場合に補助金を交付します。ただし、手すりの取付けや段差の解消等のバリアフリー工事に限定します。(新築および老朽化による改築は対象外) ※工事の施工前に、申請が必要となりますので事前にご相談ください。 ※受領委任払いが可能です。
補助額	工事経費の5/6とし、30万円を上限とします。(1,000円未満切捨て) ※1世帯1回限り
問い合わせ (申請窓口)	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752

(14) 介護用車両購入費補助事業

対象者	65歳以上の在宅の高齢者で日常的に車いすを使用しているか、その使用が見込まれる人がいる世帯に属する介護者
内容	介護用車両について、購入または改造するための費用の一部を補助します。 ※申請前の購入・改造は補助対象になりません。申請後、交付決定通知書を受領してから購入・改造をしてください。 ※申請される方は、必ず高齢政策課までお問い合わせください。
補助額	①新車で購入する場合 : 5万円 ②中古車で購入する場合 : 3万円 ③介護用車両へ改造する場合 : 改造費用の1/2とし、5万円を上限とします。 ※1世帯1回限り
問い合わせ (申請窓口)	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752

(15) 高齢者防犯カメラ等購入費等補助事業

対象者	65歳以上の高齢者のみの世帯に属する在宅の人
内容	犯罪被害を未然に防ぐため、家庭用防犯カメラや録画機能付インターホンの購入および設置に要する費用に対し、補助金を交付します。 ※購入・設置後の申請となります。
対象経費	①家庭用防犯カメラの購入費 （屋外に固定して設置され、居住している住宅の敷地内を撮影し、映像を記録する常設のもの） ②録画機能付インターホンの購入費 （屋外に固定して設置され、居住している住宅の玄関前の映像を記録するもの） ③家庭用防犯カメラおよび録画機能付インターホンの設置費用 ④家庭用防犯カメラおよび録画機能付インターホンの付属品の購入費 ※令和7年7月7日（月）以降に購入した新品に限ります。
補助額	対象経費の1/2とし、2万円を上限とします。 （1,000円未満切捨て） ※1世帯1回限り ※複数品目を同時申請する場合は合計額で算出します。
申請期限	令和8年2月27日（金）まで
問い合わせ （申請窓口）	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752 または 各支所市民サービス課 （電話番号は表紙）



(16) 特殊詐欺対策自動通話録音装置貸与事業

対象者	65歳以上の高齢者のみの世帯に属する在宅の人 ※本市の緊急通報装置、同様の録音装置の貸与を受けている人は対象外となります。
内容	自宅の固定電話に取り付けて使用する自動通話録音装置を貸与します。 自動通話録音装置とは、固定電話と電話回線の間接続する録音装置のことです。電話の呼び出し音が鳴る前に、「この電話は振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます」と電話の相手に警告メッセージを流すと同時に、通話内容を自動的に録音することができます。
貸与数	1世帯につき、1台までの貸し出しとします。
利用者負担	無料（電気代などは自己負担）
問い合わせ（申請窓口）	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752 または 各支所市民サービス課（電話番号は表紙）



(17) 特殊詐欺対策電話機等購入費補助事業

対象者	60歳以上の高齢者のみの世帯に属する在宅の人 ※本市の特殊詐欺対策自動通話録音装置の貸与を受けたことがある人は対象外となります。
内容	高齢者に対する詐欺被害を未然に防止するため、特殊詐欺被害等防止機能のついた電話機及び自動通話録音装置の購入に要する費用に対し補助を行います。
電話機等の機能	次の要件を満たす新品の電話機及び自動通話録音装置 ①電話の着信時に、電話の相手方に警告メッセージを発する機能があること ②通話内容を自動的に録音する機能があること
補助額	購入費の1/2とし、5,000円を上限とします（100円未満切捨て） ※電話機本体および自動通話録音装置に対する補助となります。 ※購入する前に、必ず事前に相談してください。 ※1世帯1回限り
問い合わせ（申請窓口）	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752 または 各支所市民サービス課（電話番号は表紙）

(18) ナンバーディスプレイおよびナンバーリクエストの
高齢者無償化 (NTT東日本)

対象者	70歳以上の契約者、または70歳以上の方と同居している契約者
内容	NTT東日本が定める適用条件・対象回線に合致するナンバーディスプレイおよびナンバーリクエストの月額利用料および工事費が無料となります。すでにご利用の方もお手続きをすることにより無料となります。 ※ナンバーディスプレイ：かかってきた電話番号を電話に出る前に電話機に表示させる機能 ※ナンバーリクエスト：「非通知」からかかってきた電話に対し、「電話番号を通知してかけ直してください」と音声メッセージで応答する機能
問い合わせ (申請窓口)	NTT東日本 特殊詐欺対策ダイヤル Tel0120-722-455



(19) 避難行動要支援者支援制度

対象者	次に掲げる人のうち、災害時に自力で避難行動をとることが困難な人 ①介護保険の要介護、または要支援の認定を受けている人 ②身体障害者手帳1級または2級を持っている人 ③療育手帳を持っている人 ④精神障害者保健福祉手帳を持っている人 ⑤難病患者 ⑥65歳以上のひとり暮らしの人、または65歳以上の高齢者のみの世帯の人 ⑦その他、避難行動に支援が必要な人 ※在宅の人を対象としているので、施設・病院などに長期に入所・入院している人は対象になりません。
内容	災害時に自力で避難することが困難な人を対象として、事前に本人が申請することにより「避難行動要支援者名簿」に登録され、自主防災組織をはじめとする関係機関に名簿を配布し情報を共有することで迅速な対応が行えるようにするものです。対象となる人は強制ではなく任意で登録できますが、関係機関へ情報提供することに同意していただく必要があります。
申請窓口	安心安全課 ※申請書等は安心安全課窓口や市ホームページのほか、 高齢政策課・地域包括支援センター・介護保険課・ 障害福祉課の各窓口にあります。
問い合わせ	安心安全課 防災係 Tel27-2706 FAX 26-6123

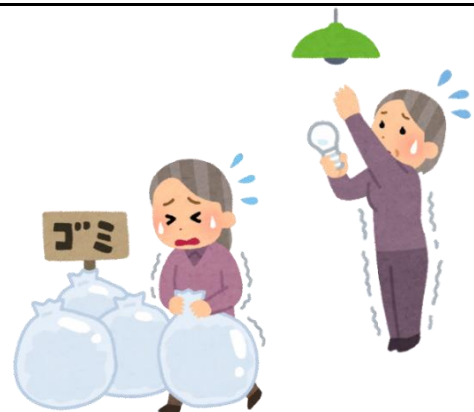


(20) シルバーサポート隊

対象者	65歳以上の高齢者や障害のある人
内容	高齢者および障害者のみの世帯の人に、日常生活上の簡単な作業をともなう困りごとについて、30分を目安に1回500円でサポートします。 ※支援内容 粗大ごみ出し、お米の精米、買い物代行、水道パッキン交換、家具等の移動、エアコンのフィルター掃除、蛍光灯交換、給油ポンプの使用法説明など
利用料	作業時間 30分以内 500円 30分～60分以内 1,000円
問い合わせ	伊勢崎市シルバー人材センター Tel24-7722 FAX 21-5135 (伊勢崎市昭和町1720-1)



詳しい内容は
伊勢崎市シルバー人材センターの
ホームページをご覧ください



(21) 高齢者家庭ごみ戸別収集事業

対象者	家庭ごみを指定のごみステーションに出すことが困難な人で、原則として要介護1～5の認定を受けている65歳以上の人のみの世帯に属する在宅の人 ※親族や知人、近隣の人等の支援者がごみ出しできる場合は対象外となりますが、支援者の負担が大きい等の理由で支援が難しい場合は対象となります。 ※同一敷地内または同一建物内に65歳未満の親族等が居住している場合は対象外となります。 ※ホームヘルパー等の介護従事者がごみ出ししている人は対象となります。
内容	収集業者が対象者の自宅を週1回訪問してごみを回収します。 ①対象者はごみを種類ごとに市の指定ごみ袋に分別します（収集できるごみの種類は、燃えるごみ、燃えないごみ、びん、缶およびプラスチック製容器包装）。 ②対象者は①のごみを収集曜日当日の午前8時30分までに市から貸与された専用の収集ボックスに入れる。 ③収集業者が収集に訪問した際、ごみが収集ボックスに出されていない場合、ごみの有無を確認するために声掛けをします。 ④不在や応答がない等で安否の確認ができない場合や何らかの異変を察知した場合は収集業者から高齢政策課に連絡が入ります。 ⑤高齢政策課から親族等の緊急連絡先に連絡し、安否確認を行います。 ※申請時に親族等の家族（緊急連絡先）の電話番号が必要となります。 ※収集曜日（月曜日から金曜日で、年末年始は除く）はエリアごとに市であらかじめ指定されています。
利用者負担	無料
問い合わせ（申請窓口）	高齢政策課 生活支援係 Tel27-2752 または 各支所市民サービス課（電話番号は表紙）

(22) 成年後見相談センター



詳しい内容は
伊勢崎市成年後見相談センターの
ホームページをご覧ください

成年後見制度を必要とする人が安心して制度利用ができるよう支援するための機関です。成年後見制度に関する相談や手続きに関する相談、制度普及啓発のための研修会などを行います。お気軽にご相談ください。

●伊勢崎市社会福祉協議会職員による無料相談を実施しています。

相談受付時間	月～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く） 午前9時～午後4時30分	
相談方法	電話、来所、訪問、メール	
問い合わせ	伊勢崎市社会福祉協議会 地域福祉推進課 Tel25-4546 (伊勢崎市上泉町151) ✉i-shakyo-kouken@ise-shakyo.or.jp	

●専門相談：専門職による成年後見制度に関する無料専門相談を実施しています。

対応者	弁護士・司法書士・社会福祉士
相談方法	来所
開設日・時間	毎月1回 第3または第4水曜日 午後2時～午後4時
内容	成年後見制度に関する相談 (相続問題や消費者被害等だけの相談はできません) ①相談時間は1人あたり1時間です。 ②相談は、すべて予約制（先着順）です。 ③利用は、同一内容につき1回のみです。 ④相談を担当した専門職に、専門相談の場で直接案件の処理を頼むことはできません。
利用料	無料
問い合わせ	伊勢崎市社会福祉協議会 地域福祉推進課 Tel25-4546 (伊勢崎市上泉町151) ✉i-shakyo-kouken@ise-shakyo.or.jp

(23) 日常生活自立支援事業



詳しい内容は
伊勢崎市社会福祉協議会のホーム
ページ（日常生活自立支援事業）を
ご覧ください

対象者	認知症・知的障害・精神障害など判断能力が不十分な人で、ご本人の利用意志が確認でき、契約のできる人
内容	◇ 福祉サービス利用援助 情報提供、助言等 ◇ 日常的金銭管理サービス 生活費に要する預貯金の出し入れ、福祉サービス利用料や公共料金の支払手続きの代行等 ◇ 書類等の預かりサービス 年金証書、預貯金通帳、印鑑などを保管 ※預かりサービスのみの契約はできません。
利用料	1時間あたり1,500円 (ただし、生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は1,000円)
問い合わせ	伊勢崎市社会福祉協議会 地域福祉推進課 Tel25-4546 (伊勢崎市上泉町151)

(24) 法定後見制度

対象者	本人の判断能力の程度に応じて3つの制度に分かれます。 ◇ 補助：判断能力が不十分な人 ◇ 保佐：判断能力が著しく不十分な人 ◇ 後見：判断能力が欠けているのが通常の状態の人
内容	認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が十分ではない人の財産管理や身上監護を支援する制度です。 ◇ 財産管理：本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など財産に関する契約などについての助言や支援 ◇ 身上監護：介護・福祉サービスの利用、医療・福祉施設への入退所の手続や費用の支払いなど、日常生活に係わってくる契約等の支援 本人、配偶者、4親等内の親族または市長（身寄りのない高齢者等の場合）が、本人の住所地にある家庭裁判所に後見開始等の審判を申立てます。 ◇ 申立費用 ① 収入印紙：1件につき800円 ② 郵便切手：4,550円程度 ③ 収入印紙：2,600円 ④ 鑑定費用：5万円程度
認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に係る経費負担が困難な人に対して、助成を行います。対象者は次のいずれにも該当する人です。 ① 認知症高齢者等で、介護保険サービスまたは福祉サービスを利用する人 ② 助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難と認められる人
問い合わせ	成年後見相談センター Tel25-4546 または 地域包括支援センター Tel27-2745 あるいは お住まいの地域を担当する高齢者相談支援センター（電話番号はP21）



(25) 任意後見制度

対象者	希望する人
内容	現在判断能力はあるが、将来認知症などで判断能力が衰えた場合に備えて、財産管理や身上監護に関する行為を本人に代わって行う後見人を、あらかじめ決めておく制度です。 公証役場で公正証書を作成し、サポートする内容の契約を交わしておく必要があります。 本人の判断能力が十分でなくなったときは、家庭裁判所に申立て、任意後見人が契約内容に従って本人を保護、支援することになります。
問い合わせ	成年後見相談センター Tel25-4546 または 地域包括支援センター Tel27-2745 あるいは お住まいの地域を担当する高齢者相談支援センター（電話番号はP21）

(26) 認知症高齢者等見守り事前登録制度

対象者	次のいずれかに該当する人 ①65歳以上の認知症等により行方不明になるおそれのある人 ②40歳以上65歳未満の人で認知症等により行方不明になるおそれのある人 ③その他必要と認められる人
内容	認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等の名前や身体的特徴、連絡先、写真等の情報を本人や家族の申請により、事前に登録を行い、伊勢崎警察署と情報を共有することで、行方不明となった際に早期に発見し、保護できるように取り組む制度です。 事前登録をした人には、身元確認に役立つ見守りシールを配布します。
申請窓口	地域包括支援センターまたは各高齢者相談センター、各支所市民サービス課 ※申請書は各申請窓口や市ホームページにあります。
問い合わせ	地域包括支援センター TEL27-2745

(27) 認知症高齢者等見守りサービス（GPS機器貸与）

対象者	在宅の40歳以上の人で認知症等により行方不明になるおそれのある人 ※植込み型心臓ペースメーカーを装着されている人は利用できません。
内容	認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等を在宅で介護する家族等に対し、電話やインターネットで現在位置を確認できるGPS機器の貸し出しをします。GPS機器の借用にかかる加入料金・基本料金・付属品代は市が負担しますが、サービスにより利用者に一部費用の負担がある場合もあります。
申請窓口	地域包括支援センターまたは各高齢者相談センター、各支所市民サービス課 ※申請書等は各申請窓口や市ホームページにあります。
問い合わせ	地域包括支援センター TEL27-2745



(28) 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

対象者	次のいずれかに該当する人 ①認知症高齢者等見守り事前登録制度に登録している人 ②認知症高齢者等見守りサービス（GPS機器貸与）に登録している人
内容	認知症の人が日常生活における偶発的な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したなどによって、本人や家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償します。保険料は市が全額負担します。補償金額は上限3億円となります。
申請窓口	地域包括支援センターまたは各高齢者相談センター、各支所市民サービス課 ※申請書等は各申請窓口や市ホームページにあります。
問い合わせ	地域包括支援センター TEL27-2745

(29) 高齢者相談センター（地域包括支援センター）

高齢者相談センター（地域包括支援センター）は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援を行う総合相談窓口です。

お住まいの地域の高齢者相談支援センターにお気軽にご相談ください。



相談日時：月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分

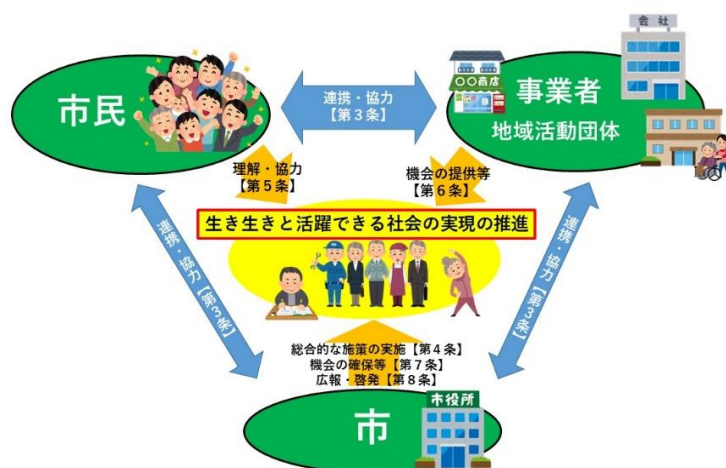
名称	所在地 電話番号	担当行政区
高齢者相談センター 北・三郷	大手町1-1 (美原診療所東側) Tel27-4548	曲輪町、大手町、平和町、若葉町(一区)、喜多町、宗高町、柳原町、寿町、西田町、華蔵寺町、堤西町、堤下町、八幡町、末広町、乾町、波志江町、安堀町、太田町
高齢者相談センター 南・茂呂	北千木町1126 (特別養護老人ホーム ローズビル内) Tel61-7026	本町、中央町、緑町、三光町、若葉町(二区)、上泉町、八坂町、今泉町一丁目・二丁目、粕川町、北千木町、南千木町、茂呂町一丁目・二丁目、美茂呂町、ひろせ町、茂呂南町、新栄町
高齢者相談センター 殖蓮	豊城町2780-2 (特別養護老人ホーム ロータスヴィレッジ内) Tel27-5039	三和町、本関町、鹿島町、上植木本町、豊城町、上諏訪町、日乃出町、昭和町、宮前町、東本町、下植木町
高齢者相談センター 宮郷	連取町528-1 (モスバーガー駐車場南西) Tel23-6100	稲荷町、宮子町、連取本町、連取元町、連取町、田中島町、田中町、東上之宮町、西上之宮町、宮古町
高齢者相談センター 名和	葦塚町11 (恵風荘デイサービス センター内) Tel20-7575	葦塚町、阿弥大寺町、今井町、山王町、堀口町、中町、柴町、戸谷塚町、福島町、八斗島町
高齢者相談センター 豊受	馬見塚町1196-1 (特別養護老人ホーム ゆたか内) Tel27-7703	除ケ町、大正寺町、富塚町、下道寺町、馬見塚町、長沼町、上蓮町、下蓮町、国領町、飯島町、羽黒町
高齢者相談センター 赤堀	間野谷町135-1 (介護老人保健施設 旭ヶ丘内) Tel63-1500	西久保町一丁目・二丁目・三丁目、曲沢町、赤堀鹿島町、間野谷町、香林町一丁目・二丁目、野町、磯町、西野町、赤堀今井町一丁目・二丁目、下触町、五目牛町、市場町一丁目・二丁目、堀下町
高齢者相談センター 東	三室町4014-20 (大井戸診療所西側) Tel75-5966	小泉町、平井町、東小保方町、東町、八寸町、三室町、田部井町一丁目・二丁目・三丁目、国定町一丁目・二丁目、上田町、西小保方町
高齢者相談センター 境	境百々421 (鶴谷病院敷地内別館西棟) Tel74-8039	境東、境、境荻原、境百々東、境百々、境美原、境中島、境西今井、境上矢島、境伊与久、境木島、境下刈名、境上刈名、境東新井、境保泉、境保泉一丁目、境上武士、境下武士、境小此木、境島村、境平塚、境新栄、境米岡、境栄、境女塚、境三ツ木

資料編

(1) 高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する条例

伊勢崎市では、高齢者が地域社会の担い手として、より長く元気に活躍できる社会の実現を目指し、この条例を制定しました。令和5年4月1日から施行しています。

この条例では、**高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進**に関して、**基本理念**（第3条）のほか、**市の責務や市民、事業者および地域活動団体の役割**（第4条～第6条）、様々な施策を総合的かつ効果的に推進するための**基本的な事項**（第7条～第9条）を定めています。



この条例の全文と逐条解説は、伊勢崎市ホームページからご覧になれます。



(2) 高齢者保健福祉計画

伊勢崎市では、「第9期伊勢崎市高齢者保健福祉計画」を令和6年3月に策定しました。

伊勢崎市高齢者保健福祉計画は、「**住み慣れた地域で、支え合い、つながり合い、安心して暮らすことができる健康長寿社会**」を基本理念とし、「**持続可能で包括的な支援を提供できる体制づくり**」を基本目標としています。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続していくために、これまでの介護予防重視の取り組みをさらに充実させるとともに、地域で支え合う仕組みとなる「**地域包括ケアシステム**」の更なる深化推進と、地域共生社会の実現を図ります。

この計画は、伊勢崎市老人福祉計画および伊勢崎市介護保険事業計画を一体的に策定し、平成12年度に介護保険制度が導入されてから今回で9期目となり、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画年度としています。



この計画は、伊勢崎市ホームページからご覧になれます。



